

業務指示書

フィリピン国メトロセブ持続可能な環境都市構築のためのロードマップ策定支援調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2013年9月18日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第一課 山崎 みさ Yamasaki.Misa@jica.go.jp

質問に対する回答： 2013年9月24日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の() に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員にはなれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。) 技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の3/4まで補強を認めます。

【業務主任(総括)について】

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・日本国法令に基づき設立された内国法人(外資系を含む。)に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・内国法人が外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材で、いずれかの外国法人に在籍するもの又は個人コンサルタント

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 当該業務実施上のバックアップ体制（本邦／現地）
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：都市/地域開発に係る各種調査

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容（国内及び現地）
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) (1)と(2)を併せた記載分量は、40ページ以下としてください。

() (1)と(2)を併せた記載分量は、10ページ程度としてください。

注) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めません）。副業務主任者は1名を上限とする。上記、「2 業務の実施方針等、(4) 要員計画」においては、業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループとしての配置計画を立案・記載することとし、業務主任者と副業務主任者の個々の配置計画の記載は不要とする。

(2) 業務主任者（／副業務主任者）の経歴

以下(3)に掲げる項目に加え、総括責任者として必要な経験、能力等について記載して下さい。

(3) 評価対象業務従事者（評価対象者のみ）の経歴

- 1) 類似業務の経験
- 2) 海外業務の経験

- 3) 対象国（フィリピン及びその他全途上国）での業務の経験
- 4) 語学能力（語学は認定書（写）を添付）（英語）
- 5) 学歴、業務歴、取得学位、資格等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 研修受講実績
- 7) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2013年9月27日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含む）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- () 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険（戦争危険担保特約）あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス (Y2) を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(PHP1 = 2.202 円 , US\$1 = 98.04 円 , EUR1 = 130.22 円)

第8 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価（技術評価）を行います。但し、技術評価の結果、各プロポーザル提出者の技術評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点の差が第1位の者の技術評価の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/土地利用計画/都市計画
産業開発/民間投資
都市交通/交通需要予測

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

17.35 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2013年10月11日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の経験・能力

②本件業務の実施方針

③業務主任者及び業務従事者の経験・能力

・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

・技術評価点の差が僅少で見積価格を加味した場合には、価格点と技術評価点を合わせた合計点を公表する。

第9 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成要領」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成要領」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html)

(3) 規定：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「規定」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
 - ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること
 - 注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。
 - イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- (2) 公表する情報
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
 - ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）
 - イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高
 - ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
 - エ. 一者応札又は応募である場合はその旨
- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日
当該契約の締結日とします。
- (4) 情報の提供
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- () 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。
- () 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

以上

(補足説明)

1. プロポーザル提出様式の変更について

- (1) プロポーザルの提出様式については、環境配慮の観点から、従来の2穴バインダー（2穴リング式）綴じから紙製のフラットファイル綴じとします。

2. 契約変更手続きについて

(1) 要員計画の確定・変更

●契約変更が必要な事項

- ア. 契約時の総人月が増える場合
- イ. 業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）の交代
- ウ. 増額の必要が生じる場合

●打合簿の作成が必要な事項

- ア. 業務従事者（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）以外）の交代
- イ. 業務従事者間または同一業務従事者自身の現地作業と国内作業の人月の振替（業務主任者（総括）・副業務主任（副総括）を含む）
- ウ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の資格要件の確認
- エ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の確定
- オ. 渡航回数の変更又は業務従事者間の渡航の振替

●打合簿を省略できる事項（担当事業部に報告）

- ア. 現地調査従事予定日（業務計画書では目安）の確定、変更
- イ. 業務従事者間または同一の業務従事者の現地作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、航空賃を除いた旅費全体額、直接人件費（現地作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）
- ウ. 業務従事者間または同一の業務従事者の国内作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、直接人件費（国内作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）

【留意事項】

- ・〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕の費目間流用はできず、〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕のそれぞれの費目において増額の必要が生じる場合は、以下(3)のとおり契約変更を行う。
- ・異なる格付けの業務従事者間の人月の振替に関しては、旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等の増減に留意する。また、同じ業務従事者であっても、国内作業と現地作業とを振り替えることにより旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等が増額になる可能性があるため、同様に留意する。
- ・業務従事者の交代・確定にあたっては、変更後の従事者の履歴書（評価対象業務従事者）または業務従事者名簿（評価対象外業務従事者）を打合簿に添付する。
- ・同一業務従事者の現地作業と国内作業との振替については、それぞれの業務内容の増減を確認し、必要に応じてその内容及び理由を打合簿にて確認する。

(2) 費目間流用

〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕の費目間の流用はできない。ただし、〔直接経費〕内の費用に関しては、状況により費目間の流用が可能な場合がある。

(3) 打合簿または契約変更による契約金額増減の手続き

●変更により契約金が増額になる場合

ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合

(ア)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出

(イ)契約交渉

(ウ)変更契約書締結による変更承認

イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下の場合

(ア)打合簿による変更承認（調達部契約課の合議が必要）

(イ)変更契約書締結

●変更により契約金額が減額になる場合

ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合

(ア)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出

(イ)契約交渉

(ウ)変更契約書締結による変更承認

イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下

(ア)精算時戻入

【留意事項】

- ・契約履行期間を変更する場合は、契約金額の変更の有無にかかわらず、必ず契約変更を行う。

以上

プロポーザル評価表

フィリピン国メトロセブ持続可能な環境都市構築のためのロードマップ策定支援調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 当該業務実施上のバックアップ体制 (本邦/現地)	4.00	
2. 本件業務の実施方針	(30.00)	
(1) 業務指示書の理解度	3.00	
(2) 業務方針的確性	9.00	
(3) 業務方法、作業計画の業務方針との整合性、現実性等	12.00	
(4) 要員計画の妥当性	6.00	
(5) その他 (実施設計・施工監理体制)		
(6) 業務主任者によるプレゼンテーション (業務方針的確性、現実性等)		
3. 業務主任者及び業務従事者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
1) 業務主任者の経験・能力 総括/土地利用計画/都市計画	(30.00)	(24.00)
イ 類似業務の経験	12.00	10.00
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	3.00	2.00
ハ 語学力	5.00	4.00
ニ 業務主任者としての経験及び評価	6.00	5.00
ホ その他学位、資格等	4.00	3.00
ヘ 業務主任者によるプレゼンテーション (専門的資質、表現方法の理論性、説得力、業務への取組意欲等)		
2) 業務管理グループの管理体制	-	(6.00)
イ 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力	(30.00)	
1) 担当事項: 産業開発/民間投資	(15.00)	
イ 類似業務の経験	7.00	
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	2.00	
ハ 語学力	3.00	
ニ その他 学位、資格等	3.00	
2) 担当事項: 都市交通/交通需要予測	(15.00)	
イ 類似業務の経験	7.00	
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	2.00	
ハ 語学力	3.00	
ニ その他 学位、資格等	3.00	
3) 担当事項:	()	
イ 類似業務の経験		
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験		
ハ 語学力		
ニ その他 学位、資格等		
4) 担当事項:	()	
イ 類似業務の経験		
ロ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験		
ハ 語学力		
ニ その他 学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

別紙

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. 調査の背景

メトロセブは、フィリピン国中部ビサヤ圏内に位置し、セブ州のうちセブ市を含む13市・町から構成される人口255万人(2010時点)を擁する同国第2の都市圏である。同地域はセブ港およびマクタン・セブ国際空港を擁する交易の拠点であるとともに、国際的な海洋リゾートとしても有名であり、近年、マクタン経済特区等において国内外の企業による産業集積が進められている。

一方、急速な人口増加や都市化はメトロセブにおいて様々な都市問題を引き起こしており、現状の交通、上水、下水排水、廃棄物、エネルギー等に関する脆弱な都市基盤施設は、同地域の経済および都市の発展にとって大きな阻害要因となっている。同地域における現状の都市問題へ適切に対処するためには、各市町の行政境界を越えた、地域一体となった対応が必要となっている。JICAは1994年にセブ州総合開発計画(M/P)を実施したが、その後、中長期的な開発計画はセブ市およびメトロセブともに策定されておらず、中長期的な都市基盤施設の整備に関する方針の策定が必要となっている。

以上のようなメトロセブの状況に対応するため、2011年、市町と民間企業から構成されるメトロセブ開発調整委員会(Metro Cebu Development and Coordinating Board: MCDCB)が設立された。MCDCBでは、同年4月、セブ州知事(議長)、セブ市長(副議長)、他の市町の代表、国レベルの諸機関の代表、並びに民間企業および市民グループの代表メンバーによる合意文書(Memorandum of Agreement)が締結され、メトロセブの包括的な開発戦略・政策・基準づくりを進めることが合意されている。

2012年11月にJICAは、この包括的な開発戦略・政策・基準づくりの協力するため「メトロセブ持続可能な環境都市構築のための情報収集・確認調査」を実施し「メガセブビジョン2050」を策定した。この策定の支援は、JICAと連携協定を結んでおり、セブ市とも「技術協力に関する覚書」を締結している横浜市の協力を得て行われた。

取り纏められたビジョンを実現可能なものにするためには、ビジョンの具体化のためのロードマップの作成が必要であり、加えて、短期的な成果を求める関係市町村にも配慮し結果を出していく必要がある。

かかる背景のもと、JICAは「メトロセブ持続可能な環境都市構築のためのロードマップ策定支援調査」を実施し、メトロセブが自らビジョンを実現化していくためのロードマップとアクションプランの策定に協力することになった。

2. 業務の目的

(1) 業務の目的

本業務の目的は、メガセブビジョン2050を実現するためのロードマップ及びアクションプランを策定することである。

具体的な成果は以下を想定する。

- 1) 2016年を目途とした短期優先プロジェクト及びその実施のアクションプラン(2014.4)
- 2) メガセブビジョン2050を実現するための2050年、2030年を目途としたロードマップ(2015.3)
- 3) 中長期で取り組むべき候補案件(プロジェクトロングリスト)の計画(2015.3)

(2) 受益者

メトロセブ住民（約 255 万人）及び周辺地区住民（都市圏域の人口数については本調査で確認する）

(3) フィリピン国カウンターパート機関

メトロセブ開発調整委員会 (Metro Cebu Development and Coordinating Board: MCDCB)

同委員会は、セブ州及びセブ 13 市町村（セブ市、マンダウエ市、ラプラブ市、タリサイ市、コルドバ市、ダナオ市、コンポステラ、リロアン、コンソラシオン、ミングラニア、ナガ市、サンフェルナンド、カルカル市）等の委員からなる。

3. 業務対象地域

セブ州及びセブ 13 市町村（セブ市、マンダウエ市、ラプラブ市、タリサイ市、コルドバ市、ダナオ市、コンポステラ、リロアン、コンソラシオン、ミングラニア、ナガ市、サンフェルナンド、カルカル市）

4. 業務の範囲

本調査は、2013年7月に実施した「メトロセブ持続可能な環境都市構築のためのロードマップ策定支援調査のTORミッション」で合意された協議議事録案 (Minute of Meeting : M/M 2013年9月に署名済み) に基づく調査として、本業務受注コンサルタント (以下「コンサルタント」とする) は「2. 業務の目的」を達成するために「5. 業務実施上の留意点」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項を実施し、「7. 成果品」に示す報告書を作成する。

5. 調査実施上の留意点

- (1) 本件は、2011年10月25日の横浜市-JICAによる包括的連携協定、2012年3月28日のフィリピン共和国セブ市（市長 マイケル・ラマ氏）と横浜市（市長 林 文子）によるセブ市における環境に配慮した持続可能な都市づくりを目指して、相互に協力するための覚書の締結、それらを踏まえて横浜市とJICAの連携により実施した、2013年3月に完成した「フィリピン国メトロセブ持続可能な環境都市構築のための情報収集・確認調査」により作成されたメガセブビジョン2050を具体化するためのロードマップ及びアクションプランを作成するものである。その成り立ちの経緯から、調査の中で、あわせて横浜市の協力を得つつ、横浜市の有する都市計画や課題解決の知見及び経験の共有を行うとともに、横浜市内を中心とする企業・学術機関等とセブ市の現地企業等との間での企業・学術機関の関係強化を支援する。また、本調査では横浜市を中心とする支援委員会を設置する。
- (2) セブ/横浜両市における教育機関、民間企業、関係団体等のリストアップ、簡易プロフィールを作成し、マッチング、民間/公民連携促進 (JICAPPPF/Sや中小企業の海外進出支援も視野) の材料として提供する等、調査成果の利活用のあらゆる可能性を検討する。
- (3) フィリピン国中央政府、地方政府のメガセブビジョン2050へのコミットメント

を再確認する。なお、2013年4月に中央ビサヤ地域地域開発協議会¹ (Central Visayas Regional Executive Committee) ではResolution No.2により、メガセブビジョン2050は、Central Visayas Regional Development Plan, 2011-2016 (http://www.neda.gov.ph/rdp/2011-2016/RegVII_RDP_2011-2016.pdf) の実施を支援するものであり、メトロセブの関係者にとって有益なものであることから開発戦略として承認する旨発出している。

- (4) 本調査は2つのフェーズに分け、①フェーズI:2016年を目途とした短期優先プロジェクト及びその実施のアクションプランとメガセブビジョン2050を実現するための2050年及び2030年を目途としたロードマップの検討(2014.4まで)、②フェーズII:メガセブビジョン2050を実現するための2050年及び2030年を目途としたロードマップ策定と中長期で取り組むべき候補案件(プロジェクトロングリスト)の計画(2015.3まで)を行う。なお、①の成果は、円借款案件として検討する可能性がある。
- (5) メガセブビジョン2050のロードマップ(ビジョンを達成するための施策と実施に向けたタイムフレーム)の再定義、ロードマップが策定された場合のステータス、中長期ロードマップの実施の担保の見通しを確認する。
- (6) 本調査ではJICA環境社会配慮ガイドライン(2010年4月版:<http://www.jica.go.jp/environment/guideline/pdf/guideline01.pdf>)に定める戦略的環境アセスメント(SEA)を行い、ステークホルダーとの協議、パブリックコンサルテーションを適宜行いながら、経済、社会、環境に対し、バランスある配慮が計画に反映されるよう留意する。SEAは、メトロセブのビジョン2050実施のためのロードマップの作成過程に適用させるほか、短期優先プロジェクトの実実施計画検討においても適用する。なお、現段階では、本案件はカテゴリーBとして調査に臨むが調査の中で、進捗状況を踏まえつつ必要な見直しを行う。
- (7) 調査の優先分野については、基本的には2013年7月の調査時に確認された、空間計画(主要なインフラ施設配置を含む都市構造、土地利用計画等を含む)、都市交通(交通管理を含む、ただし、施設計画の検討対象として空港、港湾は

¹ Regional Development Committee (RDC):

http://neda.gov.ph/about/functions_and_organization.htm)

The RDCom was created by virtue of EO 257 issued on 15 December 2003. It is composed of the NEDA Director-General, as Chair. Its member are the Secretaries of the Department of Budget and Management and of the interior and Local Government, RDC Chair or Co-chair each coming from Luzon, Visayas, and Mindanao and four (4) regional development expert from the private sector and academe. The RDCom performs the following functions:

- Formulates and monitors the implementation of policies that reduce regional growth disparities, and promote rational allocation of resources among regions;
- Serve as clearing house for key regional development policy/programs proposals which impact on two or more regions;
- Formulates and monitor implementation of the framework for regional development of the Medium Term Philippine Development Plan;
- Directs the formulaton and review guidelines for the regional allocation of agency budgetary resources;
- Periodically reviews the viability of the regional configuration of the country and recommend to the President the redelineation of regions, as may be necessary; and
- Periodically reviews the composition, structure and operating mechanism of the Regional Development Councils and recommend to the President changes as may be necessary

調査の対象外とする)、道路計画、上下水道計画、廃棄物管理に絞り込むことで再度確認する。

- (8) 2050年、2030年の目標年次が設定されているが、それぞれに適切な精度の成果レベルをフィリピン国関係機関と協議の上設定する。なお、現段階では、2030年を目標年次としたロードマップに重点を置くことを想定する。
- (9) 短期優先プロジェクトについては、最大で10件程度のプロジェクトをリストアップし、そのアクションプランを策定する。アクションプランは、概略設計、施工計画、事業実施体制、運営維持管理体制、概略事業費、スケジュール、環境社会配慮調査結果等を含むものとする。
- (10) 貧困格差緩和の観点から、セブ市への過度な投入集中を避け、地域間バランスに配慮する。
- (11) セブ市の発展を地方が感受できるような地域経済開発計画を提案する。
- (12) メトロセブ開発調整委員会、必要に応じ中央政府及び関係機関からなるステアリングコミッテイの設置を申し入れ、中央-地方による策定から実施までの一貫した関与を担保する。
- (13) 日本での各種レポートの報告会の開催
日本あるいはフィリピンで、さらにはテレビ会議システムをつないで、調査団から各種調査報告書の説明により調査進捗を報告する。横浜市の協力、支援を受け、調査内容の質の確保の観点から助言をもらうこととする。
- (14) 本邦招聘
横浜市の協力、支援を受け、メトロセブ開発調整委員会への知見・経験の共有のための本邦招聘やメトロセブ開発調整委員会による投資誘致活動の支援を行う。本邦招聘の内容は、調査の過程で検討していくが、プロポーザル時には、現地から10名程度横浜市に招聘、横浜で研修を5日間（契約期間中に2回行う想定）実施するために必要な国内配置（直接人件費）も含め見積もりに計上することとする。招聘プログラムの実施に関する直接経費は以下のとおりとする。航空賃：上限を100,000円（往復）、滞在費（日当）：15,000円/日、宿泊費：5,000円/日、諸経費、講師謝金等については、コンサルタント等契約における研修員受入事業実施ガイドライン（2012年4月：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/trainee.html>）を参照し積算、それ以外の上記に係る一切の費用（人件費、保険料等）についても、見積書に積算してください。なお、会議費（会議費とは、招聘対象者が出席する飲食を伴う業務上必要な会議・会合における飲食関連費用のこと）の計上は認めません。
なお、横浜市からの技術協力のための現地への要員派遣は別途JICAにて計上する。コンサルタントは、上記招聘に係る企画・準備・実施・報告を行うこととし、その具体的な業務は以下のとおり。
 - 1) 受入
 - ① 航空券の手配
 - ② 査証の手配（ただし、口上書の作成はJICAが実施）
 - ③ 来日時・帰国時の空港送迎
 - ④ 本邦における宿舍手配及び宿泊先への支払
 - ⑤ 保険加入手続き

- ⑥ 参加者に対する来日時手当及び滞在費（日当）、諸経費の支給
- ⑦ 招聘日程に基づく参加者の国内移動手配
- 2) 招聘プログラムの実施
- ① 招聘日程及びプログラムの作成
- ② 講師の手配（■想定内容による）
- ③ 見学先・実習先の手配
- ④ 視察資料の作成
- ⑤ 講義・実習・見学の実施（■想定内容による）
- 3) 招聘プログラムの監理
- ① 招聘日程に基づく参加者の引率及び講義・実習・見学における通訳等（■想定内容による）
- ② 参加者への各種伝達及び招聘プログラム関係者間の連絡・報告・調整
- ③ 引率・同行中の参加者の病気・怪我等緊急事態、各種トラブルへの初動対応

6. 業務の内容

上記「5. 業務実施上の留意点」を踏まえつつ、本調査の背景及び目的を十分把握の上、以下の業務を行う。ただし、以下に示した以外に効果的・効率的な調査方法・スケジュールがある場合には、理由を付してプロポーザルにて提案する。

【フェーズ I】

1-1. 事前準備

- (1) 関連情報、政策、地図等の収集、分析
- (2) 調査全体の基本方針・内容・方法の検討
既存の関連資料・情報・データを整理し、業務実施に関する基本方針、方法、項目と内容、実施体制、スケジュール等を検討する。それらを踏まえ、インセプションレポートを作成し、内容に関し JICA の承認を得る。
- (3) プロジェクト実施体制の構築
ステアリングコミッティの開催、社会的・環境的な影響を受ける主要な関係者とのパブリックコンサルテーション及びステークホルダーミーティングの実施、調査を協働して行うためのカウンターパートの適切な配置等について、カウンターパート機関と調整を行う。
- (4) インセプションレポートの説明・協議
カウンターパート機関並びに関係機関とインセプションレポートの協議を実施する。ステアリングコミッティをメトロセブ開発調整委員会とともに開催し、調査目的、内容を共有する。

1-2. セブ島の本件に係る背景及び現状の把握と課題の分析

対象地域の現況把握を目的とした、地域開発、都市計画・都市開発、関連分野に係る既存計画・調査結果の収集、レビュー、現地踏査を行う。特に、「フィリピン国メトロセブ持続可能な環境都市構築のための情報収集・確認調査」で基礎的情報は整理されていることを踏まえ、不足する情報について必要に応じて補足調査を行うこととし、効率的に現況把握を行う。

- (1) 上位計画（メガセブビジョン 2050 のレビュー）、その他関連計画・政策・調査のレビュー

- (2) 既存関連法制度・基準、都市計画・都市開発関連制度のレビュー、分析
- (3) 関係機関・組織の役割・業務内容、実施体制のレビュー、(ロードマップ、短期優先プロジェクト実施に係る能力を含む) キャパシティアセスメント
メトロセブ開発調整委員会、関係機関がメトロセブ広域地域を効果的に運営管理していくために、必要な能力を横浜市の支援を得て仮設定するとともに、それとのギャップにかかるキャパシティアセスメントを行う。
- (4) 周辺国や地域との比較を含む投資環境、動向、産業構造、経済の評価
- (5) 社会経済状況の評価
- (6) 自然環境状況の評価
- (7) 都市構造・土地利用状況のレビュー、分析
- (8) 社会基盤インフラ・施設等の状況(道路・都市交通、上下水、都市排水、廃棄物管理、電力、物流/港湾、工業団地、中小企業向けレンタル工業団地等)のレビュー、課題の分析

空港のあるマクタン島に企業進出が集中、水不足のため大量に水を使用する企業の立地には向いていないといわれている。また、マクタン島とセブ本島は2つの橋で結ばれており、そのうちの 하나가第二マクタン橋(1993 L/A)で円借款にて供与、第一が2.2万台/日、第二が1.1万台/日で計画比100%、40%の利用率との情報がある。

また、現在、セブ市南部に新たな経済特区(South Road Properties)が建設されており、スマートグロースモデルとしてのモデル地区にするためのアクションプランが求められている。こういった情報を現地で再確認し、アップデートすべき情報は更新する。

- (9) 地域開発、都市開発、社会基盤インフラ開発にかかる計画/事業実施状況のレビュー
- (10) 他ドナー等の関連プロジェクトの調査
- (11) 環境社会配慮にかかる情報収集・整理
- (12) 企業・学術機関等のリストアップ、簡易プロファイルの作成、マッチング、日本からの企業進出の可能性検討

セブ州には以下の工業団地、経済特区があり、日系企業(繊維、機械、電子)の多くが免税特権を受けられる「c.」及び「d.」に立地。NEC telecom Softwareは「b.」、常石造船は「g.」に立地している。

- a. Cebu Light Industrial Park
- b. CCTC Information Technology Park
- c. Mactan Economic Zone
- d. Mactan Economic Zone II
- e. Mandaue North Central
- f. New Cebu Township One
- g. West Cebu Industrial Park

横浜市でセブへの進出に関心のある企業・学術機関等を横浜市の協力を得て調査し、フィリピン国政府関係機関の投資誘致、マッチング活動の参考(さらには、JICAPPPFS調査、ODAを活用した中小企業等の海外展開支援等につなげるための)情報を収集、提供する。

- 1-3. 2050年、2030年を目途としたロードマップの検討

- (1) ロードマップ（ビジョンを2050年、2030年までに達成するための実施策）の定義、内容の確認
 - (2) 2050年、2030年までの社会経済条件のレビュー、検討
 目標年次（2050年、2030年）における計画フレーム（人口フレーム、産業フレーム、社会フレーム、環境フレーム、土地利用フレーム、財政フレーム等）をレビュー、検討する。また、短期（2016年）の事業計画策定のために複数時点でのフレームを設定する。
 - (3) ビジョンを具体化する開発の方針（スマートグロース、コンパクトシティ、周辺地域との調和等）、方向性、アプローチ、コンセプトの検討
 - (4) 都市構造、土地利用の方向性の検討
 将来的な都市構造を示すことを主目的とし、詳細な内容検討よりも幅広い項目について検討することに留意する。この都市構造の方向性に基づき、次の段階で土地利用、さらには優先分野インフラ整備の基本方針を検討する。
 - (5) 優先分野の再確認（産業投資振興による競争力強化、都市構造・土地利用計画、都市交通（空港・港湾は対象外）、水（水供給、汚水、雨水、水に関する防災等）、廃棄物処理、広域行政機能強化）と優先分野の基本方針の検討
 上記分野以外に考慮すべきセクターがある場合には、理由と共にプロポーザルにて提案すること。
 - (6) 広域行政機能強化のための計画検討、ワークショップ（必要に応じ本邦招聘）の開催/実施
 上記「1-2(3)」のキャパシティアセスメントの結果に基づき、広域行政機能強化のための計画を検討する。必要に応じ、横浜市の協力を得て、ワークショップ（あるいは本邦招聘）を行う。
 - (7) ロードマップの方向性の確認・合意形成
 ロードマップの方向性について、複数の選択肢を用意したうえで、ステアリングコミッティでステークホルダーと協議し、共通理解を持つ。
- 1-4. 短期優先プロジェクトの選定とその実施のためのアクションプラン作成
 2014年3月までに短期優先プロジェクトのアクションプランを策定する。同アクションプランは、プレフィージビリティスタディレベルの精度とする。
- (1) 関連するプロジェクトリスト、計画のレビュー
 - (2) 短期優先プロジェクト選定のためのクライテリア設定
 プロジェクトは、上記「1-3.(5)」の優先分野内の案件で、適切なクライテリアを設定する。
 - (3) 短期優先プロジェクト選定
 上記「1-4.(2)」に基づき、短期優先プロジェクトを最大で10件程度リストアップする。この際、South Road Properties 経済特区をスマートグロースモデルとしてのモデル地区にするためのアクションプランを含めることの妥当性についても検討する。
 プロポーザルにおいて、現在考えられる短期優先プロジェクトを理由とともに示すこと。なお、本短期優先プロジェクトの最終化は、以下「1-5.」の協議の場で決定することとする。
 - (4) 環境社会配慮の実施支援

JICA ガイドラインに沿って、適切な配慮がなされるか評価する。社会影響評価については、住民移転の有無、地域共同体の維持、伝統的価値観への影響、貧困層等社会的弱者への配慮などを考慮し、必要な環境社会配慮調査の支援を行う。

(5) 実施のためのアクションプラン作成

アクションプランには以下の項目を含むこととする。これにかかる短期優先プロジェクトのプロファイル作成については、再委託調査を可能とする。再委託調査の内容は、短期優先プロジェクト選定後に確定ができるために、当初プロポーザルに積算は含めずに追って契約変更で対応することとする。

- ・概略設計
- ・施工計画
- ・事業実施体制
- ・運営維持管理体制
- ・概略事業費
- ・見込まれる事業効果
- ・スケジュール
- ・環境社会配慮調査結果等
- ・その他概略事業費積算に必要となる自然条件調査

(6) アクションプラン実施の上での課題の抽出、対応の検討

アクションプラン実施の上での課題（組織、資金、実施主体、調整、能力、制度、人材等）を検討し、フィリピン国政府及び関係機関への申し入れ事項等があればそれらも抽出する。

1-5. インテリムレポート I の作成および協議

これまでの活動進捗をインテリムレポート I として取りまとめ、JICA の内容承認の後、カウンターパート機関に説明・協議を行う。

【フェーズ II】

1-6. 2050 年、2030 年を目途としたロードマップ（取り組むべき施策の工程表）の策定

2050 年、2030 年の目標年次が設定されているが、それぞれに適切な精度の成果レベルをフィリピン国関係機関と協議の上設定する。

- (1) 各優先分野の目標設定、実施策の方向性の検討
- (2) 産業投資振興による競争力強化（横浜市内を中心とする企業・学術機関等とセブ市の現地企業等との間での企業・学術機関の関係強化含む）に係るロードマップの策定
- (3) 都市構造、土地利用に係るロードマップの策定、土地利用計画図及びゾーン別・用途別の土地利用面積表を策定
設定されたロードマップを踏まえ、土地利用計画を土地利用計画図及びゾーン別・用途別の土地利用面積表を策定する。取りまとめは 1/10,000 程度で作成することとする。
- (4) 都市交通（施設計画としては空港・港湾は本調査の対象外）に係るロードマップの策定

本調査項目を遂行する上で必要となる補完的な交通量調査は再委託により実施可能とする。既往の調査結果を最大限活用して、効率的な調査ができるように工夫する。本再委託調査は、プロポーザルでは内容を提案しつつも、見積りは含めないこととする。

- (5) 道路に係るロードマップ策定
- (6) 水（水供給、汚水、雨水、水に関する防災等）に係るロードマップの策定
- (7) 廃棄物処理に係るロードマップの策定
- (8) South Road Properties 経済特区をスマートグロースモデルとしてのモデル地区にするためのロードマップ作成
- (9) 環境社会配慮の実施支援

JICA ガイドラインに沿って、適切な配慮がなされるか評価する。社会影響評価については、住民移転の有無、地域共同体の維持、伝統的価値観への影響、貧困層等社会的弱者への配慮などを考慮し、必要な環境社会配慮調査の支援を行う。

- (10) 広域行政機能強化（メトロセブの機能強化、計画策定能力強化、情報発信、プロジェクトマネジメント、PPP 含む財政及び公共投資）に係るロードマップの策定

上記「1-2(3)」のキャパシティアセスメントの結果に基づき検討された広域行政機能強化のための計画の検討結果（上記「1-3(6)」）を踏まえ、ロードマップを策定する。必要に応じ、横浜市の協力を得て、ワークショップ（あるいは本邦招聘）を行う。

- (11) ロードマップ達成のためのプロジェクト検討、プロフィール作成

ロードマップについて経済・財務分析を行い、実施の妥当性を評価する。プロポーザルにおいて、現在考えられるプロジェクトを理由とともに示すこと。なお、本プロジェクトの最終化は、以下「1-7.」の協議の場で決定することとする。

- (12) 提言のとりまとめ

ロードマップ実施の上での課題（組織、資金、実施主体、調整、能力、制度、人材等）を検討し、フィリピン国政府及び関係機関への申し入れ事項等があればそれらも抽出し取りまとめる。

1-7. ドラフトファイナルレポートの作成及び協議

フェーズ II におけるこれまでの活動進捗をドラフトファイナルレポートとしてとりまとめ、JICA の内容承認の後、カウンターパート機関に説明・協議を行う。コメント等は期限を決めてカウンターパート機関から収集し、次のファイナルレポートに反映する。

1-8. ファイナルレポートの作成及び提出

フェーズ II の活動成果をファイナルレポートとしてとりまとめ、カウンターパート機関と説明・協議を行い、基本的了解を得る。ファイナルレポートは、カウンターパート機関からの最終的なコメントを反映したうえで製本し、JICA に提出する。

【フェーズ I/II を通じて】

1-9. 横浜市との連携による都市計画、都市開発、課題対応に係る知見経験の共有の実施（セミナー、ワークショップ、本邦招聘等）

調査全体の中で、約4回程度、横浜市との連携による技術協力の実施（セミナー、ワークショップ）を現地にて行うことを想定する。詳細は、調査の過程で検討していくことになるため、追加の費用等が発生する場合は、契約変更で対応することとする。

7. 成果品等

次の報告書を作成しJICAに提出する。各報告書のカウンターパート機関への説明、協議に際しては、事前に報告書を作成しJICAに提出及び説明のうえ、その内容について了承を得るものとする。その際、各レポートの内容に修正が生じた場合は速やかに対応を図ったうえで、カウンターパート機関へ提出及び説明を行うものとする。

なお、本契約における成果品はファイナルレポート及び広報用資料（メトロセブのプロモーションツール）である。

(1) 報告書

1) インセプションレポート（IC/R）

記載事項：業務実施に関する基本方針、方法、内容、実施体制、作業工程、等

提出時期：業務開始後15日以内

部数：英文40部（うち、フィリピン国政府関係機関へ30部）、和文10部（すべて簡易製本）

電子データ：上記報告書のPDF

2) インテリムレポートI（IT/R）

記載事項：フェーズIの調査結果

提出時期：業務開始後5カ月を目途

部数：英文40部（うち、フィリピン国政府関係機関へ30部）、和文要約10部（すべて簡易製本）

電子データ：上記報告書のPDF

3) インテリムレポートII（IT/R-II）

記載事項：ここまでのロードマップの検討結果と中長期的に実施すべきプロジェクト候補リスト

提出時期：業務開始後9カ月を目途

部数：英文40部（うち、フィリピン国政府へ30部）、和文要約10部（すべて簡易製本）

電子データ：上記報告書のPDF

4) ドラフトファイナルレポート（F/R）

記載事項：フェーズIIの調査結果

提出時期：業務開始後13カ月を目途

部数：英文40部（うち、フィリピン国政府関係機関へ30部）、和文要約10部（すべて簡易製本）

電子データ：上記報告書のPDF

5) ファイナルレポート（F/R）

記載事項：フェーズI及びフェーズIIの全体成果

提出時期：業務開始後7カ月を目途

部 数：英文 60 部、英文要約 60 部（うち、フィリピン国政府へ各 50 部、和文 10 部、和文要約 10 部）（すべて製本）
電子データ：CD-R 3 部（うちフィリピン国政府へ 1 部）

インセプションレポートを除く各レポートの巻頭には10ページ程度にとりまとめた要約を含めることとする。ファイナルレポートの体裁については各要約の冒頭にページの色を変えた調査結果の概要表を含めること。

なお、カウンターパート機関及び関係機関との円滑な協議やワークショップの実施を進めるため、必要に応じて、プレゼン資料や概要版を作成すること。各種配布資料の作成に必要な費用については、本見積もりに含めるものとする。

(2) その他の提出物

1) 議事録等

カウンターパート機関との調整会議、各報告書説明・協議に係る議事録 (M/M) を策定し、JICA に速やかに提出する。また、JICA 及びコンサルタントが主催する関連会議・検討会における議題、出席者、質疑内容等、をとりまとめ、10 日程度のうちに JICA に提出すること。JICA フィリピン事務所におけるミーティングについても、同様とする。

2) 業務計画書

本調査開始時に、業務実施方針等の計画書を作成し、JICA に提出する。

記載事項：共通仕様書の規定に基づく

提出時期：契約締結後 15 日以内

部 数：和文 1 部（簡易製本）、電子データ（様式指定なし）

3) 調査活動業務報告書

JICA の規定により、調査業務日誌を添付した月例の業務報告を翌月 5 日までに JICA に提出する。

4) 広報用資料（メトロセブのプロモーションツール）

本調査の概要とメトロセブへの投資誘致促進、プロモーションのための広報資料を動画（長さは 10 分程度を想定）にて作成し、JICA に提出する。構成、内容については、カウンターパートとよく協議して決定する。

内容（例）：

- ① 調査活動概要、実施手順
- ② 対象範囲
- ③ 対象地域概況（面積、人口、産業、社会状況等の基本情報）
- ④ 調査成果・結果（都市構造計画、各セクター別計画、実行計画、等）
- ⑤ メトロセブの概要
- ⑥ 投資関連制度、インセンティブ、税制
- ⑦ 投資環境、インフラ整備状況、インフラ整備計画、教育機関
- ⑧ 工業団地の状況
- ⑨ 進出済日系企業リスト
- ⑩ 日系企業の支援状況

提出時期：ドラフトファイナル、ファイナルレポートの提出時

部 数：CD-R 6 部（うちフィリピン国政府関係機関へ 4 部）

(i) 収集資料

本調査を通じて収集した資料及びデータは項目毎に整理し、可能な限り電子データにて収録し、JICA 様式による収集資料リストを添付のうえ、JICA に提出する。

(ii) デジタル画像集

本調査を通じて記録した写真をデジタル画像集として収録内容し、提出する。内容については、調査の全体像が把握できるよう、①対象サイトの現状が明確に把握できるもの（調査対象サイト、既存施設及び周辺の状態、地形等）、②類似案件の状況（先方政府、他ドナー等の実施した案件、過去に我が国が実施した案件等）、③現地の生活状況又はボトルネックの現状等を収め、案件実施前後の状況と比較できるようにするとともに、簡単なキャプションをつける。なお、提出にあたっては「デジタル画像記録表」を作成し、画像集に添付する。

写真の著作権については JICA に帰属するものとし、広報用素材として JICA の各種媒体への活用が想定している。

提出時期：ファイナルレポート提出時

部 数：CD-R 1 枚（デジタル画像 50 枚程度 / jpeg ファイル形式）

(iii) 調査用資機材等取得明細表

JICA 様式の調査用資機材等取得明細表を、資機材取得金額確定時（取得のあった年度の業務完了時）に JICA に提出する。

(iv) 業務実施報告書

最終報告書（調査結果を中心として記述）には記載されない業務実施上の工夫、技術移転の内容、提案された計画の具体化の見込み等について、記録として残しておくための報告書を作成し、履行期限内に JICA に提出する。

記載事項：

① 最終報告書の概要

② 活動内容（調査）

・調査手法、調査内容等を業務フローチャートに沿って記述

③ 活動内容（技術移転）

・現地セミナー・招聘等、業務実施中に実施した技術移転の活動について記述

④ 業務実施運営上の課題・工夫・教訓（技術移転の工夫、現地活動体制等）

⑤ 今後の案件実施スケジュール（資金調達の見込み等）

⑥ 提案した計画の具体化に向けての提言

⑦ 添付資料

・業務フローチャート

・業務人月表

・調査用資機材等取得明細表（引渡リスト含む）

・会議記録等

・収集資料リスト

・その他調査活動実績

提出時期：業務終了時

部 数：和文 3 部（簡易製本）

(v) その他

上記の提出物の他に、JICAが必要と認め、報告を求めたものについて提出する。

(3) 成果品の仕様

インセプションレポート、インテリムレポート I/II、ドラフトファイナルレポートは原則として簡易製本とし、ファイナルレポートは製本とする。報告書類の印刷、電子化（CD-ROM）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照すること。

第3 業務実施上の条件

1. 業務の工程

本調査に係る業務工程計画の概要は次によるものとする。2013年10月下旬に開始し、遅くとも11月初旬より現地調査を開始する。約17ヶ月後の2015年3月下旬を終了の目途とする。

年	2013			2014												2015			
	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
数え月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	
フェーズI	■																		
1) 背景及び現状の把握																			
2) 2030年を目途としたロードマップの検討																			
3) 短期優先プロジェクトの選定とその実施のためのアクションプラン作成																			
フェーズII							■												
4) 2030年を目途としたロードマップの策定																			
5) 中長期で取り組むべき候補案件(プロジェクトロングリスト)のリストアップ																			
報告書	IC/R					IT/R1			IT/R2					DF/R				F/R	
	IC/R:	インセプションレポート																	
	IT/R1:	インテリムレポート1																	
	IT/R2:	インテリムレポート2																	
	DF/R:	ドラフトファイナルレポート																	
	F/R:	ファイナルレポート																	

2. 業務量の目途と業務従事者の構成

(1) 業務量の目途

総計 約 51.0M/M

(2) 業務従事者の構成

業務従事者の構成は以下を想定しているが、業務内容及び業務行程を考慮の上、より適切な団員構成がある場合、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。また、以下に示す格付けは目安であり、これと異なる格付けを提案することも認める。ただし、目安を超える格付けの提案を行う場合は、その理由及び人件費を含めた経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- ア 総括/土地利用計画/都市計画 (2号)
- イ 産業開発/民間投資 (2号)
- ウ 都市交通/交通需要予測 (2号)
- エ 道路計画
- オ 上水道/下水道計画
- カ 防災計画
- キ 廃棄物管理
- ク 公共政策能力評価/公共政策管理
- ケ 合意形成/広域行政
- コ 経済財務分析/PPP インフラ整備
- カ 環境社会配慮

3. フィリピン国政府の便宜供与

2013年7月に実施した「フィリピン国メトロセブ持続可能な環境都市構築のためのロードマップ策定支援調査にかかる TOR ミッション」による協議議事録(M/M)に基づくものとする。

4. 閲覧・配布資料

(1) 閲覧資料

- ・ メガセブビジョン 2050

http://www.jica.go.jp/topics/news/2013/ku57pg00001cart2-att/En_CebuPamphlet_v15.1Final_0322lowres.pdf

- ・ フィリピン国メトロセブ持続可能な環境都市構築のための情報収集・確認調査 (2013.3)

英文報告書 (フルバージョン)

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12110862.pdf>

和文報告書 (概要版のみ作成)

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12110854.pdf>

(2) 配布資料

フィリピン国メトロセブ持続可能な環境都市構築のためのロードマップ策定支援調査にかかる TOR ミッションの協議議事録(2013年7月調査時に日本側のみ署名したもの。署名済のものは本議事録と内容的な変更点はない。)

5. 調査用機材の調達

コンサルタントは、業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案する。

6. 現地再委託

本指示書中に明記されている「土地利用計画図及びゾーン別・用途別の土地利用面積表作成」(現地)、「環境社会配慮にかかる情報収集」(現地)、「短期優先プロジェクトプロファイル作成」(現地)、「都市交通調査」(現地)、「広報用資料(メトロセブのプロモーションツール)作成」(現地)については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO等に再委託して実施することを認める。なお、「広報用資料(メトロセブのプロモーションツール)作成」(現地)を除き、プロポーザルでは内容的な提案にとどめ費用は短期優先プロジェクトが特定される等調査が進展した段階で契約変更等にて対応することとする。「広報用資料(メトロセブのプロモーションツール)作成」(現地)についてはプロポーザルの本見積りに含めることとする(別見積りではない)。

現地再委託にあっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

プロポーザルでは、可能な範囲で、再委託対象業務の実施方法と契約手続き(見積書による価格比較、入札等)、価格競争に参加を想定している業者の候補者名並びに再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。

7. その他の留意事項

(1) 国内支援委員会及び外部アドバイザー

本調査に係る横浜市を中心とする国内支援委員会を設置予定。

(2) 複数年度契約

本業務は、年度に跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

(3) 調査用資機材の輸出管理

調査用資機材について、コンサルタントが輸出貿易管理令及び輸出に関するその他の法令により輸出申告書類として必要な許可書及び証明書の取得を要するか否かを確認し、JICA に対して所定様式により報告するものとする。

また、同資機材のうち、コンサルタントが本邦に持ち帰らないものであって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、コンサルタントが必要な手続きを行うものとする。

(4) 機材管理上の留意点

本調査期間中の調査用資機材の管理は、コンサルタントが行い、調査終了時に JICA と協議し、カウンターパート機関に引き渡すものと JICA フィリピン事務所で保管するものとに区分し、必要な手続きを行う。

調査用資機材については JICA に所有権があることから、所定様式に台帳記入し、JICA に提出すること。台帳記入に係る様式、問い合わせ先等については、JICA ホームページ調達情報（お知らせ）を参照（「業務実施契約案件及び PROTECO 案件に機材の調達を含む場合の対応について」）
(http://www.jica.go.jp/announce/new_info/HP01-01.html) すること。

また、「受託団体向け機材調達ガイドライン」に則った調達を行い、調達機材については契約締結後に契約書（写）を添付のうえ、選定経緯、入札結果について JICA に報告すること。

(5) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICA フィリピン事務所、在フィリピン日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

以上